

一般廃棄物処理 基本計画(案)

「パブリックコメント実施」

市では、一般廃棄物の安定的な処理等に関する施策を総合的・計画的に推進するため、同計画案を策定しました。

この案に対し、皆さんからの意見を募集します。

対市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体

公開・募集期間12月26日～1月25日(消印有効)

公開場所ごみ対策課(市役所第二庁舎4階)、市役所第二庁舎1階受付、主な市内公共施設、市ホームページ

定) ※検討結果と意見の内容を公表します。意見への個別的回答はいたしません

提出方法募集期間内に、住所・氏名・意見を明記し、直接郵送、ファクスまたは市ホームページから、ごみ対策課へ

【意見を聴く会を開催】
12月26日(木)午後5時～7時

所市役所第二庁舎8階総会議室

対市内在住・在勤・在学の方

他保育・手話通訳あり(いずれも20日まで)に要事前申込

申当日直接会場へ

◇共通◇

問ごみ対策課減量推進係(〒184-8504住所不要 ☎042-387-9833 FAX 042-383-6577)

特定健診を受診しましたか

市の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の予防・早期発見のため、特定健康診査(特定健診)を実施しています。

対象の方には受診券等を5月下旬に発送しています。なお、受診券等についての元号表記は「平成」となっていますが有効です。健診項目等、詳細は市ホームページ等をご覧ください。

■受診期限12月31日まで

対平成31年4月1日以降継続して市の国民健康保険に加入している方で、令和元年度中に40～75歳になる方

(令和元年6月1日以降、当該年度中に75歳になる方も含む) ※6か月以上入院されている方など、一部対象にならない場合があります

【フォロー健診】
特定健診を受診する際に、希望すればフォロー健診を同時に受診することができます。

フォロー健診は、市が実施する特定健診の対象とならない方も受診できます。

受診可能な医療機関はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

問保険年金課国民健康保険係 ☎042-387-9833、健康課健康係 ☎042-321-1240

消費者コーナー

消費生活相談室
☎042-384-4999
消費者ホットライン
☎1888

高齢者の「終活」に付けたんだ悪質商法にご用心!

不用品を整理・処分しようとした際のトラブルが増えています。

事例1(訪問購入)

郵便ポストに「無料出張査定」とチラシが入っていた。不要な着物やバッグがあったので「査定してください」と電話をかけた。訪問してきた担当者は着物やバッグには目もくれず「貴金属はないか」と言い出した。母の形見のネックレスや指輪を見せたところ、売ると言っていないのに一方的に「2万円で買い取る」と言い、かばんにしまっていた。 「貴金属一式2万円」と書いた契約書と現金を受け取ったが、母の形見の貴金属を渡したことを後悔している。取り戻したい。

事例2(原野商法の2次被害)

知らない業者から電話があり相続した山林の売却をもちかけられた。この山林は両親が昔400万円で購入した土地である。業者から「オリンピックまで、その土地一帯に複合レジャー施設を造る予定」「約5千万円で買い取る」と勧誘され自宅を話聞いた。その際「他の土地を購入すれば節税になる」「購入費用は後で返す」と勧誘された。よく分からなかったが子供達に負の財産を残したくなかった

ので約400万円支払って契約書にサインした。その後期日になってもお金は支払われず業者は電話に出ない。改めて契約書を確認したところ山林を約千200万円で売り原野を約千600万円で購入する契約になっていた。

※原野商法とは無価値で値上がりの見込みがない土地を値上がりすると偽って売りつける商法

アドバイス

▽「訪問購入」において契約してしまっても契約書面を受け取った日を含め8日以内であれば、クーリング・オフができます。またクーリング・オフ期間中は事業者への商品引き渡しを拒むことができます。売るつもりが無い物についてはきっぱり断りましょう。

▽「原野商法の2次被害」は

かつて原野商法の被害にあった人が「あなたの持っている土地を高く買い取る」と勧誘され売却額よりも高い新たな山林等を購入させられる2次被害が目立っています。契約後は、業者と連絡がつかなくなる。業者と連絡がつかなくなる。一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。原野商法で買った土地を「買い取る」と勧誘を受けたらきっぱりと断りましょう。少しでも不安に思ったら、消費生活相談室にご相談ください。



1月の相談日

お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9818)	高齢者介護相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター(桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
外国人相談(English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です	高齢者向け住宅改修相談	火曜日=小金井ひがし地域包括支援センター 第2木曜日=小金井みなみ地域包括支援センター 第4木曜日=小金井きた地域包括支援センター いずれも午後1時15分～5時15分 ※電話で各地域包括支援センターへ予約してください	▷小金井みなみ地域包括支援センター(前原町5-3-24 ☎042-388-8400) ▷小金井ひがし地域包括支援センター(中町2-15-25 ☎042-386-6514) ▷小金井にし地域包括支援センター(貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
法律相談	1月7・9・14・16・21・23・28・30日	午前9時～正午 ▷法律相談、交通事故相談は、12月16日から、直接または電話で受け付け 法律相談は各日とも6人	木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861)へ1週間前までに予約してください
税務相談	1月8・22日	いずれも午後1時30分から	シルバー人材センター入会相談	第1・第2木曜日(祝日を除く) 午前10時～正午 (午前10時までに来所の方)	シルバー人材センター(貫井北町1-8-21 ☎042-383-6141)
人身の上相談	1月20日		福祉サービス苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局(市役所第二庁舎8階802会議室 ☎FAX=042-383-1225)へ予約してください
行政相談	1月16日		創業相談店舗・事務所物件探し相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター(梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ(http://ko-to.info/) 申込フォームまたは電話(☎0422-31-2040)で予約してください
相続等暮らしの書類作成相談	1月15日		生活困窮者自立相談	月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時	自立相談サポートセンター(本町5-36-17 ☎042-386-0295)
交通事故相談	1月14日	ひとり親・女性相談	月曜～金曜日 午前9時～午後4時30分	▷自立相談サポートセンター(本町5-36-17 ☎042-386-0295) ▷予約制(1日2組まで)	
年金・労務・成年後見制度相談	1月7日	教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分		
女性総合相談(夫婦・家族・人間関係)	1月9・10・17・24・31日 午後1時30分～4時30分 ※保育あり(1歳以上の未就学児。要事前申込)	消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)		
労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター-国分寺事務所(国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)			